

令和3年度

奨学金の貸付けを希望される皆さんへ

広島県高等学校等奨学金奨学生在学募集手続案内

(修学奨学金)

申請手続は、学校を通じて行っていただきます。
学校への書類提出期限を御確認ください。

(学校から県教育委員会への書類提出期限は、令和3年6月1日(火)です。)

広島県教育委員会

広島県高等学校等奨学金（修学奨学金）は、経済的理由により修学が困難と認められる者を対象に、必要な経費の一部を貸し付ける制度です。

奨学金は生徒本人に貸し付け、生徒本人が償還することになります。奨学金の貸付けを希望される方は、奨学生の資格、償還方法等を十分御理解の上、申請を行ってください。

なお、申請書や添付書類は、必ず学校の定める期限までに提出してください。

修学奨学金制度の概要

募集予定者数

150名程度

貸付額（月額）

区 分	自 宅 通 学	自 宅 外 通 学	貸付利息
国・公立	18,000円	23,000円	無利息
私 立	30,000円	35,000円	

- ◆ 自宅外通学とは、申請日現在において、自宅（申請者本人と生計を一にする家族の住所）以外の場所から通学している者をいい、申請者が希望した場合にのみ適用します。

在学募集

（年度当初、新規に行う募集です。）

奨学生の資格

次の要件の全てを満たす者が対象となります。

- 1 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校高等課程（修業年限2年以上のものに限る。）（以下「高等学校等」という。）に在学していること。

広島県内・県外の別、国立・公立・私立の別等は問いません。

- 2 保護者等が広島県内に住所を有すること。

「保護者等」とは、次のとおりです。

- ・ 申請者が独立して生計を営む場合は、当該申請者
- ・ 申請者が独立して生計を営まない場合は、当該申請者を所得税法上の同一生計配偶者又は扶養親族とする者

- 3 経済的理由により修学が困難であること。

「経済的理由により修学が困難」とは、次のいづれかに該当することをいいます。

- ・ 申請者が生活保護法に基づく保護を受けている者の世帯（注1）に属していること。
- ・ 申請者が属する世帯の「父と母双方、又はこれに代わって家計を支えている者（注2）」がそれぞれ個人住民税を非課税又は減免とされた者であること。
- ・ 申請者の属する世帯の「父と母双方、又はこれに代わって家計を支えている者」の年間の全収入額が、収入基準額（注3）（別に定める額）以下であること。

(注1) 「世帯」についての考え方は次のとおりです。

- ① 申請者と生計を一にしている家族、あるいは同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯とみなします。
- ② 次の場合は、同一の住居に居住していなくても、同一世帯とみなします。
 - ・ 主たる生計維持者が勤務地の関係で別居しているとき。
 - ・ 就学又は病気療養のため一時別居しているとき。
 - ・ その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき

(注2) 「父と母双方、又はこれに代わって家計を支えている者」とは、次のとおりです。

- ① 父母が共にいる場合は、父母両方
- ② 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母のみ
- ③ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申請者の生計を維持する者（2人いれば2人それぞれ）

(注3) 「収入基準額」の目安については、次表のとおりです。

収入基準額は、申請者ごとに計算されるため、家族構成等で異なります。次表に示す収入基準額はあくまで目安であり、収入総額等が目安を下回る場合でも基準外となること、目安を上回る場合でも基準内となることがあります。

【収入基準額の目安（給与収入のみの場合）】 … 収入総額

区 分	3人世帯 (父・母・人)	4人世帯 (父・母・本人・中学生)	5人世帯 (父・母・本人・中学生・小学生)
収入基準額	576 万円	665 万円	730 万円

【収入基準額の目安（事業所得のみの場合）】 … 所得額

区 分	3人世帯	4人世帯	5人世帯
収入基準額	229 万円	291 万円	337 万円

4 学習状況が良好であること。

「学習状況が良好であること」とは、次のいずれにも該当することをいいます。

- ・ 性行不良でないこと。(生徒指導上の問題行動がないこと。)
- ・ 学習意欲があると認められること。

(日々の学習状況や生活態度及び申請時の作文等により判断します。)

5 独立行政法人日本学生支援機構法による学資貸与金その他同種の資金を他から借り受けていないこと。

「その他同種の資金」とは、①母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金、②生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年厚生省通知第398号）による教育支援資金のうち教育支援費、③広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱（昭和51年広島県教育委員会告示第4号）による修学奨励金及び④特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に基づく就学奨励費をいいます。

上記独立行政法人日本学生支援機構奨学金等との併願申請は可能ですが、これらの奨学金等を借り受けることとなった場合は、広島県高等学校等奨学金の貸付けを受けることはできません。



生活保護世帯の方は、必ず事前に、管轄の福祉事務所に相談してください。

奨学金は将来返していただく必要があり、生活保護世帯であることを理由に償還が免除されることはありません。確実に償還できる将来設計が立てられるか検討した上で、申請してください。

貸付期間

貸付けを開始する月（令和3年4月）から、在学する高等学校等の修業年限の終了する月までです。ただし、次のとおり、奨学金の貸付けを打ち切り、又は休止することがあります。

◆ 次のいずれかに該当する場合は奨学金の貸付けを打ち切ることがあります。

- ・ 奨学生の資格要件のいずれかに該当しなくなった場合
- ・ 奨学金の貸付けを辞退した場合
- ・ 不正な手続により貸付けを受けた場合
- ・ 修学する上で必要な学資以外の用途に奨学金を使用した場合 等

◆ 休学・留学・原級留置等の場合は、その期間、貸付けを休止します。

奨学金の交付

口座振替の方法によって、原則、毎月20日に当月分を交付します。

なお、翌年度以降の奨学金の交付については、毎年度始めに奨学生の資格要件を具備していることを確認した上で、当該年度の4月分に遡って5月以降に交付（貸付け）を開始します。

償還方法等

奨学金の貸付期間が満了する月の翌月等から起算して6か月を経過したのち、償還を行っていただきます。

(1) 償還期間

6か月の据置期間が経過した後、貸付けを受けた奨学金の総額（以下「貸付総額」という。）を、次表左欄に掲げる貸付総額の区分に応じて、それぞれ同表右欄に掲げる年間償還基準額で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、その数が1未満であるときは、これを1年とする。）に相当する年数の範囲内で償還を行っていただきます。

貸付総額	年間償還基準額
200,000円以下	30,000円
200,000円を超え400,000円以下	40,000円
400,000円を超え500,000円以下	50,000円
500,000円を超え600,000円以下	60,000円
600,000円を超え700,000円以下	70,000円
700,000円を超える場合	総額の10分の1

※ 令和2年度以降の入学生で、予約募集による入学準備金を借り受けている場合は、入学準備金を含めた額が貸付総額となります。（ただし、保証人（2名）が同一の場合に限る。）

(2) 償還方法

月賦、半年賦、年賦又は一括の方法を選択することができます。
また、事前に登録いただく預金口座からの自動引落となります。

【3年間借り受けた場合の償還額の目安】

区 分			償還年数 (最長)	償還方法		
				月賦 (毎月払)	半年賦 (年2回払)	年賦 (年1回払)
国公立	自宅	648,000円	9年	6,000円	36,000円	72,000円
	自宅外	828,000円	10年	6,900円	41,400円	82,800円
私立	自宅	1,080,000円	10年	9,000円	54,000円	108,000円
	自宅外	1,260,000円	10年	10,500円	63,000円	126,000円

なお、次のとおり申請により、償還を猶予し、又は償還金の全部又は一部を免除することがあります。

- ◆ 償還を猶予できる場合は、次のとおりです。
 - ・ 借受者（奨学金の貸付けを受けた者（生徒）をいう。以下同じ）が災害による損害、長期の傷病等により償還が困難と認められるとき
 - ・ 借受者が高等学校等に在学しているとき又は大学等に進学したとき
 - ・ 借受者が失業中のとき 等
- ◆ 償還金の全部又は一部を免除できる場合は、次のとおりです。
 - ・ 借受者が死亡したとき
 - ・ 借受者が心身の障害により、労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受けることとなったとき 等

チェック

- ・ 償還いただくお金は、次の奨学生に貸付けを行うための原資となります。したがって、新たに奨学金を希望する方のためにも、償還が円滑に行われるよう将来設計を立て、約束どおりの方法で確実に償還してください。
- ・ 本県では、奨学金の償還に係る回収督促業務を専門業者（サービサー）に外部委託しています。このため、奨学金の償還が滞った場合は、借受者本人や保証人（2名）へ委託した業者から督促等の連絡を行うこととなります。
- ・ 奨学金の償還を長期にわたって怠ったときは、貸し付けた奨学金の全部を一括して償還していただくこともあります。未納が続く場合は、借受者本人と保証人（2名）に対し、法的措置（裁判所への支払督促申立等）を実施します。

奨学金の申請手続等

申請方法， 期限等

奨学金の申請に関する手続は、全て学校を通じて行いますので、学校が定める期限内に所定の申請書等を学校に提出してください。

なお、提出いただいた申請書等に不備や疑義の生じる内容がある場合は、**県教育委員会の担当者から**保護者等へ電話連絡等をさせていただき、書類の差替えや追加提出をお願いすることがあります。

申請書等の不備が修正されない場合は、選考の対象外になることがあります。

申請時提出書類

1 広島県高等学校等奨学金貸付申請書（修学奨学金用）

記入例を参考に、黒のボールペン等の消えない筆記具で漏れなく記入してください。

消える筆記具で記入していることが分かった場合は、書き直しとなります。

訂正をする場合は、修正ペンや修正テープでの修正は行わず、二重線で消し、訂正印を押印してください。（訂正印は、書類に押印している印と同一のものとしてください。）

2 作文

テーマは「**学校生活の目標**」です。

原稿用紙（600字）は学校で配付するものを使用してください。記入に当たっては、鉛筆又は黒のボールペンを使用し、500字以上は記入してください。

3 世帯の収入等に関する確認票 及び 収入（控除）証明書類

世帯の状況に応じ、次ページ以降（P6, 7）の【収入額を証明するもの】及び【基準額算定上考慮されるもの】で提出書類を確認してください。提出書類にマイナンバー（個人番号）が記載されている場合は、番号が分からないように塗りつぶすなどしたものを提出してください。

4 次表の左欄に該当する場合、右欄に掲げる書類

区 分	提出が必要な書類
同一世帯員（同居・別居を問わず、申請者と生計を一にしている者）で広島県外に住所を有している者がいる場合（※）	当該者の住民票の写し（マイナンバー及び本籍地の記載のないもの）の原本
申請者及び他の保証人と生計を同一にする者でない保証人の住所が申請者等と同一の場合（二世帯住宅の祖父母等）	① それぞれの保証人の世帯全員の住民票の写し（世帯主の記載があり、マイナンバー及び本籍地の記載のないもの）の原本 ② それぞれの保証人の光熱水費いずれかの領収書の写し（同じ月の同じ種類のもの） ③ 生計が同一でない旨の申立書（任意様式）

※ 広島県外に住所を有している者が、高校生以上の兄弟姉妹等で「世帯の収入等に関する確認票」に「在学証明書（原本）」を添付して提出する場合は住民票の写し等は不要です。

奨学金の貸付けの申請に係る住所等の確認について、条例により平成19年4月1日から「住民基本台帳ネットワークシステム」による本人確認情報を利用する事務として定められました。これにより、広島県内に住所を有している者については、「住民基本台帳ネットワークシステム」により、住所等の確認を行いますので、「住民票の写し等」の提出は不要です。

ただし、同一世帯員（同居・別居を問わず、申請者と生計を一にしている者）で広島県外に住所を有している者については、「住民票の写し等」の提出が必要です。

【収入額を証明するもの】

区分	世帯の状況	提出書類
1	生活保護法に基づく保護を受けている世帯	<p>生活保護受給証明書（原本） ※ 世帯員全員が記載されており、証明書の使用目的に「<u>広島県高等学校等奨学金貸付申請のため</u>」と記載されているものが必要です。</p>
2	個人住民税の非課税又は減免世帯 （ <u>父と母双方、又はこれに代わって家計を支えている者（P2（注2）参照）が非課税又は減免とされた場合</u> ）	<p>個人住民税の課税台帳記載事項証明書（令和3年度分、市区町村が発行する原本） 減免の場合 及び 個人住民税の減免決定通知書（令和3年度分） ※ <u>父と母双方、又はこれに代わって家計を支えている者のもの</u>が必要です。</p>
3	<p><u>父と母双方、又はこれに代わって家計を支えている者（P2（注2）参照）の年間の全収入額が、収入基準額以下である世帯</u></p> <p><u>上記に該当する者の令和2年分（R2.1.1～R2.12.31）の全ての収入額が確認できる書類を提出してください。</u></p>	<p>【1 課税所得（給与・年金等）】 次のいずれかの1つを提出 (1) 源泉徴収票の写し（令和2年分） ※ <u>給与収入のみ場合</u> (2) 個人住民税の課税台帳記載事項証明書（令和3年度分、市区町村が発行する原本） (3) 個人住民税の納税通知書又は個人住民税の特別徴収税額決定通知書の写し（令和3年度分） (4) 「確定申告の控え」第1・2表（両方）の写し（令和2年分、税務署の受付印又は受信通知等のあるもの）</p> <p>【2 非課税所得（児童扶養手当・遺族年金等）】 該当するもの全ての令和2年1月から令和2年12月までの所得が証明できるものを提出 (1) 児童扶養手当 (2) 遺族・障害基礎年金 (3) 雇用保険の基本手当（失業給付） (4) 傷病手当金等</p>

【留意事項】

- 前表区分2、3の課税所得の書類には、申請者を保護者が税法上扶養していることが分かる記載（扶養親族の欄に申請者氏名若しくは、人数が入っている等）が必要です。
- 前表区分3に該当する場合で、父と母双方、又はこれに代わって家計を支えている者のいずれかに収入が全くない場合は、所得金額が0円の確認ができる個人住民税の課税台帳記載事項証明書（令和3年度分）又は「**確定申告の控え**」第1・2表（両方）の写し（令和2年分）を提出してください。
- 次の書類は、令和3年6月頃から市区町村の発行が開始されます。これらの書類を提出する場合は、これらの書類以外の書類（広島県高等学校等奨学金貸付申請書その他添付書類）を、学校が定める期日までに必ず提出し、これらの書類については、6月以降、速やかに提出してください。
 - 個人住民税の課税台帳記載事項証明書（令和3年度分）
 - 個人住民税の減免決定通知書（令和3年度分）
 - 個人住民税の納税通知書又は個人住民税の特別徴収税額決定通知書（令和3年度分）

【基準額算定上考慮されるもの】

P6【収入額を証明するもの】の、区分3に該当する場合で次に掲げる世帯は、収入基準額算定上考慮されますので、併せて次の書類を提出してください。(区分1, 2のいずれかに該当する場合は提出不要です。)

世帯の区分	提出書類
就学者のいる世帯（小・中学校除く）	・在学証明書（原本）（本人分除く） （注）学生証の写しは不可
障害のある者がいる世帯	・障害者手帳の写し，国民年金証書の写し 等
長期に療養を要する者のいる世帯	・病院・診療所等証明書，領収書 等
生計を主として維持する者が別居している世帯	・光熱水費の領収書 等
火災，風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	・警察署等発行の証明書 等

保証人について

申請者は、申請に当たり、広島県内に住所を有し、かつ、成年者である保証人を2人立てていただく必要があります。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、広島県外に住所を有する者を保証人とすることができます。

この「保証人」は、奨学金の貸付けを受けた方と連帯して債務を負担する「連帯保証人」となります。

申請者は保証人に対し、奨学金の制度や申請内容、償還方法等を十分に説明しておいてください。

なお、保証人としての正式な登録は、奨学生として決定後に提出していただく誓約書により行います。

- ◆ 貸付決定後に提出していただく「誓約書」については、保証人2名が自署（直筆で署名）の上、印鑑登録された印鑑（実印）を押印いただくとともに、併せて印鑑登録証明書を提出していただきます。
- ◆ 保証人2人のうちの1人は、申請者が未成年者である場合は申請者の親権者又は未成年後見人としてください。もう1人は、申請者及び他の保証人と生計を同一にする者でないものとしてください。（例：生計を同一にする父と母が同時に保証人になることはできません。）

貸付決定等について

県教育委員会において、提出された申請書等を審査の上、7月上旬に奨学生を決定する予定です。審査結果は、学校を通じてお知らせします。

奨学生に決定した方には、7月中旬頃、貸付決定通知書を送付する際に次の書類を併せて送付しますので、必要事項を記入の上、学校が定める期日までに提出していただきます。

奨学生に決定した場合は、8月以降に令和3年4月分に遡って貸し付けます。

※ 申請者が多い場合は、全ての要件を満たしている場合であっても、奨学生として決定されないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

1 誓約書（様式第5号）

【添付書類】

- ・ 印鑑登録証明書
- ・ やむを得ない事情により広島県外に住所を有する者が保証人となる場合、広島県外に住所を有する者を保証人とする理由書（任意様式）

2 広島県高等学校等奨学金預金口座振替依頼書

奨学生本人の名義の口座であることが必要です。

広島県高等学校等奨学金の申請手続等について、不明な点がありましたら、学校又は下記までお問い合わせください。

広島県教育委員会 学びの変革推進部 教育支援推進課 企画調整係
電 話 （082）513-4996 （開庁日 8:30～17:15）
メールアドレス kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp
（メールでお問合せの際は、件名を「在学奨学金」としてください。）

記入例

R3 在学

広島県高等学校等奨学金貸付申請書（修学奨学金用）

令和 3 年 4 月 23 日

広島県教育委員会 様

住所欄は全て現住所を記入すること。
※保護者等の現住所と住民票上の住所が異なる場合は、現住所が確認できる光熱水費の請求書等を提出してください。（申請者（生徒本人）分は不要です。）

申請者 住所 広島市中区基町9-42
氏名 奨学 秋二
等奨学金貸付条例第5条第1項の規定により申請します。

奨学

申請者（本人）
氏名 (生年月日) ふりがな しょうがく しゅうじ
奨学 秋二 (昭和・平成16年9月12日)
住所 〒730-0011 広島市中区基町9-42 (電話番号 082 - 513 - 4996)
在学学校名 国・公・私立 〇〇 学校 全日制 課程

自宅外通学の場合は、寮等の住所を記入すること。

所得税法上の扶養者を記入すること。

※提出書類に不備等があった場合は、県教育委員会の担当者から電話連絡させていただく場合がありますので、日中連絡が取れる番号を記入してください。

保護者等
氏名 ふりがな しょうがく はるき
奨学 春樹
住所 広島県 同上
年齢欄は申請日現在で記入すること。
申請者と同一住所の場合は「同上」で可 (電話番号 090 - XXXX-XXXX)

本人及び家族の状況
Table with columns: 続柄, 氏名, 年齢, 勤務先, 収入の種類等, 年間収入額. Rows include 父 (奨学 春樹), 母 (奨学 夏子), 本人 (奨学 秋二), 姉 (奨学 冬美).

無職の場合は「無職」と記入すること。

収入の種類等欄は、「給与」「事業」「年金」「農業」「その他」の区分で記入すること。

本人及び家族の状況欄は本人と同一生計である者全員を記入すること。
※同一生計である者が広島県外に住所を有している場合は、「住民票の写し」等を提出してください。
ただし、高校生以上の兄弟姉妹等が在学証明書（原本）を提出する場合を除く。（詳細は本誌5ページを参照してください。）

高校生以上の兄弟姉妹等がいる場合は、自宅通学又は自宅外通学かを記入すること。

年間収入額欄は、「世帯の収入等に関する確認票」に添付する証明書類等で確認できる（令和2年1月～12月の収入）額を記入すること。
※収入がない場合は「0円」と記入すること。

他制度との併願状況欄に記載のある奨学金等と併願している場合は、必ずチェックすること。

広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金
特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく就学奨励費

保証人 (親権者等)
氏名 奨学 春樹 昭和・平成51年4月4日生 続柄 父
住所 〒730-0011 広島市中区基町9-42 (電話番号 082 - 513 - 4996)

保証人
氏名 広島 太郎 昭和・平成53年7月7日生 続柄 叔父
住所 〒720-0031 福山市××町1-1-1 (電話番号 080 - 000 - 0000)
勤務先 名称 □□銀行 所在地 〒721-0000 福山市××町1-2-3 (電話番号 084 - 000 - 0000)

注 1 別に定める申請書
2 不用の文字は、斜線で消す。
3 用紙の大きさは、A4用紙とする。
※【事務処理欄】この欄は、申請書に貼るシールで記入する。
国公立
全定通軌

保証人は、貸付けを受ける者と連帯して、その債務を負担する連帯保証人となります。
1人が父、もう1人が母など、同一世帯にある者2人を保証人にすることはできません。
1人は、父又は母など親権者とし、残りの1人は、同一世帯でない独立して生計を営む成人の者にしてください。
※申請者及び他の保証人と生計を同一にする者でない保証人の住所が申請者等と同じ場合は、申請時に住民票等必要書類を提出してください。（詳細は、本誌5ページを参照してください。）
※申請時は、保証人の印鑑登録証明書の添付は不要です。貸付決定後に提出してください。